

令和8年度 兵庫県相談支援従事者初任者研修 実施要項

1. 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

2. 実施主体

兵庫県の委託を受けて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

3. 研修対象者等

研修対象者は、下表A・Bいずれかに該当する者としてします。

※ 受講定員に限りがありますので、令和9年度までに従事することが決まっている場合など、今年度確実に受講が必要な方に限ります。人事異動に備えた予備的な申込みはお控え下さいますよう、ご理解ご協力をお願い致します。なお、次年度受講者選考において、今年度受講者の従事状況を考慮する場合があります。

※研修では、受講者自身が関わっている実事例を用いて演習を実施します。申込の際には、実事例を提出（実事例を準備）できること、かつインターバル課題の資料を作成できることが前提です。

対象者		受講が必要な研修・日数
相談支援事業の従事予定者		
A	兵庫県内の指定相談支援事業所（指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所）において相談支援専門員の業務に従事しようとする者	○講義（オンライン） ○演習（5日間）
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務従事予定者		
B	令和7年度までにサービス管理責任者等研修の受講を修了したが、相談支援従事者初任者研修の合同講義部分（2日間）を未受講	○講義（オンライン）

※ 過去に相談支援初任者研修の合同講義のみを受講済の方であっても、同一年度に講義と演習の両方を受講する必要があります。演習（5日間）のみの受講はできません。

4. 研修日程・場所（研修プログラムは別途）

日程		場所	備考
1日目 2日目	共通	令和8年8月5日(水)・6日(木)	オンラインによる実施 合同講義
3日目 ～ 7日目	第1回	令和8年9月14日(月)・15日(火) 11月11日(水)・12日(木)・13日(金)	総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 (神戸市西区)
	第2回	令和8年9月29日(火)・30日(水) 11月25日(水)・26日(木)・27日(金)	
	第3回	令和8年10月8日(木)・9日(金) 12月9日(水)・10日(木)・11日(金)	

※本研修は、研修のインターバル期間に実習に取り組んでいただきます。実習では、受講者自身が関わっている実事例を基にアセスメント票等の作成に取り組んでいただきます。実習で取り組んだ実事例を演習時に使用いたします。実事例の提出（実事例を準備）が出来ること、インターバル課題の資料を提出できることを前提に、お申込みをお願いいたします。

※演習は、第2希望までを申込フォームに入力ください。

（組み合わせでの受講はできません）。

※日程につきましてはご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

※受講決定後の日程の振替は一切受付できません。

5. 受講申込

(1) 申込方法

・「本実施要項」及び「研修留意事項」を理解した上で、専用の申込フォームよりお申込みください。

※FAX、Eメール等他の方法での申込みは一切受けません。

※申込内容に不備、虚偽のある場合は受付できません。

※申込みが完了した場合は、自動返信メールがあります。自動返信メールが届いていない場合は、申込みができていませんので、メールが受信できる状態にし、再度申込みをしてください。

(2) 申込期間（申込期間外は一切受付できません）

令和8年5月8日（金）～令和8年5月29日（金）正午

(3) 申し込み先

ホームページからのネット申込のみ

総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修課

初任者研修のページから申込 <https://assistech.hwc.or.jp/category-kensyu/>

6. 受講決定

(1) 相談支援専門員の育成が喫緊の課題である一方、これまでの研修修了者のうち、実際に相談支援専門員として従事されている方の割合は低い（5割程度）のが現状です。

そのため、講義と演習の両方を受講される方については、確実に兵庫県内の指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事する方を対象とし、兵庫県が各市町の意見も踏まえ選考します。

更に応募者多数の場合は、同一事業所へ従事予定となっている受講希望者については1名の決定とさせていただくとともに、地域（市町）における計画相談の進捗状況や相談支援事業所・相談支援専門員の設置・配置状況、各法人における有資格者の状況等を勘案します。

なお、特に考慮すべき法人の事情（当該職員が受講できないと相談支援事業所を閉鎖せざるを得ないなど）がある場合は、申込フォームの所定欄に記載してください。

(2) 兵庫県内に所在を有する事業所を優先します。他の都道府県から申込みも可能ですが、現時点で過去に他の都道府県から申込みの方の受講決定者は出ていません。

(3) 受講の可否については、申込者全員に、申込期間後から1か月前後で申込みの際に入力

いただいた郵送物発送先住所へ発送します。発送当日に研修課のホームページ「information」でその旨お知らせしますので、期限までに届かない場合は、研修課までご連絡ください。

- (4) 受講決定後に受講者の変更はできません。
- (5) 選考結果の理由等は一切お答えできませんので、ご了承ください。

7. 実習について

相談支援従事者初任者研修は研修のインターバル期間に実習に取り組んでいただく必要があります。実習では、受講者自身が関わっている実事例を用いて課題に取り組んでいただきます。また、実事例及び実習課題は演習で使用します。申込みの際には、実事例を提出（実事例を準備）出来ること、かつインターバル課題の資料を作成できることが前提です。事例の提出が必要であるにご理解いただいた上でお申込みいただきますよう、お願いいたします。

また、指定日までに実習課題の提出がなかった場合や、記載内容に明らかな不備がある場合は、カリキュラム未修了となり、研修の受講を取り消すとともに、修了証書は交付できません。

8. 受講料

「A」該当者	¥35,000円
「B」該当者	¥10,000円

※研修に係る旅費・滞在費等諸費用については、各自で負担願います。

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

9. 修了証書及び修了者名簿の交付等について

- ・研修の全科目を修了された方には、受講終了後兵庫県知事名の「**修了証書**」を交付します。
- ・サービス管理責任者になるために必要な講義部分（2日間）の所定の全科目を受講した方には「**受講証明書**」を交付します。
- ・補講等はありません。全日程の出席が可能であることを前提としてお申込みください。
- ・遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合（注）等についても修了証書の発行を行わない場合があります。

（注）① 他の受講者、研修会場に迷惑となる行為

（注）② 研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等での消極的な態度も含む）

（注）③ 研修に参加するものとして好ましくない行為（携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等）

（注）④ 研修に関するルールを守れない場合（駐車が認められない場所への無断駐車等）

- ・修了証書及び受講証明書は、研修終了後受講者本人に交付します。
- ・兵庫県及び兵庫県社会福祉事業団は、修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名及び生年月日等必要事項等を記載した名簿を作成し、十分な注意を払った上で管理します。

10. 留意事項

(1) 研修受講にあたり必要な配慮について

研修受講にあたり、手話通訳者等が必要である場合は、申込フォームの所定欄にその旨をご記入ください。それ以外に、必要とする事項等、予め研修主催者に伝達すべきことがあればあわせてご記載ください。

(2) 県内市町との情報共有について

障害者総合支援法上、指定特定相談支援事業者の指定権者が市町長となっていること等に

鑑み、応募者及び受講決定者、研修修了者の情報について、兵庫県内市町の障害福祉担当部署と情報共有する場合がありますので、応募に当たりあらかじめご了承ください。

◆問い合わせ先◆

【研修内容・申込について】ホームページは、福祉のまちづくり研究所 研修課で検索してください。
※申込期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記 URL の研修部門のお問い合わせメールにてお願いいたします。回答については、メールかお電話で回答いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから
研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。

https://assistech.hwc.or.jp/contact-page/contact_kensyu/

【担当】坂野

【事業申請等に関すること】

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班

メール：shougaiika@pref.hyogo.lg.jp

【担当】久留島

※ 実務経験における個別具体的な内容の確認については、従事予定事業所を所管する以下の指定担当部署へご確認ください。

① 計画相談支援、障害児相談支援

各市町障害福祉担当課

② 地域移行支援、地域定着支援

神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市は、各市町障害福祉担当課。

それ以外の市町は、事業所所在地の健康福祉事務所

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/kensyu/soudanjitsumu.html>